北杜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第３号)

令和４年３月３日

北杜市（商工・食農課）が行った令和３年８月２日付け北杜商食第４８３号による非開示決定に関する処分に対する審査請求に関する答申について

第１　審査請求の対象とされた情報

令和３年７月１４日、１０：００分～１０：３５分間の産業観光部長、商工・食農課長、食育・地産地消担当リーダー、食育・地産地消担当職員、議会事務局次長、同席議員、審査請求人が出席の開示請求に係る書類の有無に関する打合せ事項の記録

第２　審査会の結論

北杜市（以下「実施機関」という。）が行った本件文書の開示請求に係る北杜市情報公開条例第９条第２項の規定により、非開示とした決定は妥当である。

第３　審査請求及び当審査会の経緯

（１）　令和３年７月１９日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件文書について北杜市情報公開条例（平成１６年北杜市条例第１２号。以下「情報公開条例」という。）第４条第１項の規定に基づき実施機関に対し、公文書の開示請求を行った。

（２）　令和３年８月２日付け北杜商食第４８３号により、実施機関は、情報公開条例第９条第２項の規定に基づき非開示決定通知書により請求人に通知した。

（３）　令和３年９月１日、請求人は、本件非開示決定に不服があるとして、行政不服審査法第１９条に基づき、実施機関へ異議申立書（以下「審査請求書」という。）を提出した。

（４）　令和３年１０月２１日付けで実施機関は審査請求に対する弁明書を請求人に提出した。

（５）　令和３年１１月２５日付け北杜商食第９２８号により、実施機関は、情報公開条例第１６条の規定に基づき、当審査会に対し、諮問書を提出した。

（６）　令和３年１２月２２日、北杜市情報公開・個人情報保護審査会を開催し、口頭意見陳述を実施した。なお、請求人からは口頭意見陳述の申立てがされなかったため、実施機関のみが口頭意見陳述を行った。

（７）　令和４年２月１６日、北杜市情報公開・個人情報保護審査会を開催した。

第４　審査請求の趣旨

令和３年７月１９日付けで開示請求した公文書の非開示決定通知書を取り消し、即時開示の要求

第５　両者の主張

（１）　請求人の主張要旨

ア　当該公文書は、市職員５名他２名が「山梨県行政監視行政相談センターへの令和３年３月に作成した起案書及び回答書」の保有の有無について、市役所西館二階会議室において実施された会議の録音記録である。

この会議で、商工・食農課長は途中退席する際に、わざわざ録音を継続するよう、食育・地産地消担当リーダーに委ねていたことは、出席した７名全員が確認している。

イ　７月１４日、商工・食農課事務所前において、商工・食農課長、食育・地産地消担当リーダー両名は同席議員、請求人に対し音声記録については、「文字起こしして提出する。」ことを約束している。

ウ　公明党山梨本部から同席議員宛に伝えられた電話の内容に関して、事実として疑問が生ずることから、７月１６日市長との面談を行った。この際、電話で触れられていた大声の趣旨を求めると、「威圧・暴言」との回答であったことから客観的証拠（物証）と当該録音を聞くなどの対応を求めると録音を聞くことを約束している。

なお、市長が市民の声を行政に反映する公約とは懸け離れた姿勢と言わざるを得ない。一職員の一方的な報告だけを聞き、事実確認や相手側当事者の意見など聞き入れない振る舞いは、伝聞証拠禁止の原則からも反するものである。

エ　ＩＣレコーダーは商工・食農課所管のものである。

オ　上述の事実関係からも、「保有していない。」との通知書は、条例に反する行為であり、非開示決定通知書を取り消し、即時の開示することを求める。

（２）　実施機関（処分庁）の主張要旨

ア　令和３年７月１４日、産業観光部長、商工・食農課長、同課食育・地産地消担当リーダー、食育・地産地消担当職員、議会事務局次長が、請求人及び同席議員から話を聞く機会を設けた。

この席は、商工・食農課長の請求人に対する対応への苦情を聞くという趣旨で設けられたものであった。しかし、途中から山梨行政監視行政相談センターへの令和３年３月に作成した起案書及び回答書の保有の有無について問われるようになり、席の趣旨が変わっていった。

イ　この席で商工・食農課長は、私物のＩＣレコーダー（以下「ＩＣレコーダー」という。）において録音を行った。

請求人は「レコーダーは商工・食農課所管のもの」と主張するが、録音に使用したＩＣレコーダーは商工・食農課長が個人で所有するものである。

ウ　商工・食農課長は、録音データを、組織的に用いることを目的とせず、個人

的な備忘録として使用するために記録した。

当該録音データは、ＩＣレコーダーの記録装置内でのみ保存されており、組織的に用いたり、共用したりした事実はない。

エ　また、商工・食農課長は請求人が主張する文字起こしをし、請求人に提出することを約束はしていない。

オ　令和３年７月１６日に北杜市役所第１応接室（請求人のいうところの市長室隣接の会議室）において請求人及び同席議員が北杜市長（以下「市長」という。）と面会を行った。

この面会おいて、市長は令和３年７月１４日に請求人及び同席議員から令和３年７月１４日、産業観光部長、商工・食農課長、食育・地産地消担当リーダー、食育地産地消担当職員、議会事務局次長が、商工・食農課長の請求人への不適切な対応について苦情を聞いたときの録音データを聞くと約束した事実はなく、当該録音データを聞いた事実もない。

なお、商工・食農課長は、令和３年７月１４日に請求人と商工・食農課長が同席議員の携帯電話を使用して話をした内容は、市長へ口頭で報告している。

カ　したがって、請求人から開示請求を受けた本件公文書は、以上のことからＩＣレコーダーに記録された音声データは、商工・食農課長が個人で管理しており、実施機関が組織的に用いるものとして保有しているものではないことから公文書には該当しない。

キ　よって、当該公文書は存在せず、保有していないことから、非開示決定処分は情報公開条例に基づいた適正なものであり、違法又は不当な行為ではないため、本審査請求に理由がない。

第６　審査会の判断

（１）　請求対象の公文書について

令和３年７月１４日、１０：００分～１０：３５分間の産業観光部長、商工・食農課長、食育・地産地消担当リーダー、食育・地産地消担当職員、議会事務局次長、同席議員、審査請求人が出席の打合せ事項の記録である。

なお、公文書名は、請求人及び実施機関において表現が異なるが、同時刻同場所で開催していたものであることから、請求人の表示とした。

（２）　非開示決定の妥当性について

情報公開条例は、公文書について開示を原則としているが、情報公開条例第９条第２項本文において「開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有しないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面によ

り通知しなければならない。」と規定され、公文書を保有しないときは、開示しない旨を決定し、非開示決定を通知しなければならないことを定めたものである。

また、情報公開条例第２条第２項において「「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定されている。

このうち、「組織的に用いる」とは、東京高裁判決（平成１９年２月１４日判決・行政文書不開示決定取消請求控訴事件）において、「その作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質に備えた状態、すなわち、当該行政機関の組織において業務上必要なものとして、利用され、又は保存されている状態のものを意味すると解するのが相当である」と判断されている。

当該記録は、取得者本人が、自身への苦情を聞く席であったため、公務により中途から離席する必要があるなどの理由から個人のＩＣ レコーダーを使用して録音を行ったこと、また個人で使用することを目的として取得した録音記録であったことから組織的に共用した事実は認められない。

（３） 原処分の非開示理由が適切であったかどうかについて

「公文書」とは、前述のとおり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

請求人及び実施機関によるそれぞれの主張では、会議の捉え方が異なるものの、実施機関からの説明によると、令和３年７月１４日に行われた打合せは、予定されていた会議ではなく、当該記録は、当該職員が取得したものであり個人への苦情を記録するための備忘録であるとの説明に、不自然・不合理な点は認められない。

本件録音記録は、専ら当該職員が個人的な便宜を図るために取得し、当該職員が不要と判断した段階で破棄されているため物理的にも存在していない。

これらのことから、情報公開条例第２条第２項に規定する「公文書」の定義と照らして見ても、公文書には当たらない。

したがって、原処分の「開示請求に係る公文書を保有しないため」との非開示理由は適切であったと判断する。

第７　結論

以上のとおりであるから、「第２　審査会の結論」のとおり判断する。